

## 検察における取調べの録音・録画についての検証

平成24年7月4日  
最高検察庁

平成23年4月8日、法務大臣から、「検察の再生に向けての取組」の一つとして、被疑者取調べの録音・録画に関する指示がなされた。具体的には、既に最高検が試行指針を示して特別捜査部において開始していた被疑者取調べの録音・録画の試行については、同指示で示された留意点に従った試行が行われるようにするための措置を1か月以内を目途に講じた上、1年後を目途として録音・録画の有効性及び問題点等について多角的な検証を実施すること、特別刑事部における被疑者取調べの録音・録画については、3か月以内を目途として試行を開始するよう努め、1年後を目途に多角的な検証を実施すること、知的障害によりコミュニケーション能力に問題がある被疑者等に対する検察官の取調べの録音・録画については、3か月以内を目途に試行に着手し、1年後を目途に多角的な検証を実施することとされた。

他方で、裁判員裁判対象事件における検察官による被疑者取調べの録音・録画については、平成21年4月1日以降、裁判員裁判における自白の任意性の効果的・効率的な立証を趣旨として実施してきたところ、平成23年8月8日、法務大臣から、「取調べの録音・録画に関する取組方針」として、録音・録画の範囲を試行的に拡大するよう指示がなされ、具体的には、同方針で示された留意点に従った録音・録画が実施されるようにするための措置を1か月以内を目途に講じた上、1年後を目途として録音・録画の有効性及び問題点等について多角的な検証を行うこととされた。

これらを受けて、最高検においては、特別捜査部・特別刑事部における被疑者取調べの録音・録画の試行、裁判員裁判対象事件における被疑者取調べの録音・録画の試行的拡大、知的障害によりコミュニケーション能力に問題がある被疑者等に対する取調べの録音・録画の試行に取り組んできたところであり、今般、それぞれの検証結果を、以下のとおり取りまとめた。

- 特別捜査部・特別刑事部における被疑者取調べの録音・録画の試行について
- 裁判員裁判対象事件における被疑者取調べの録音・録画の試行的拡大について
- 知的障害によりコミュニケーション能力に問題がある被疑者等に対する取調べの録音・録画の試行について